

## ドッグダンス関係規程等の改正について

第292回理事会において、ドッグダンス関係規程が下記のとおり改正されましたので、お知らせいたします。

規程改正点は下記の通りで、下線部が追加または変更となります

### ＜ドッグダンス競技会規程新旧対照表＞

改 正	現 行
<p><b>第 5 章 競技種目と競技クラス</b></p> <p><u>(競技種目)</u>  <b>第14条</b> 競技種目は、次のとおりとする。            (1)ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM)。            (2)フリースタイル。</p> <p><u>(競技クラス)</u>  <b>第15条</b> 第14条(1)・(2)の競技クラスは、次のとおりとする。            (1)同 右            (2)同 右            (3)同 右            (4)同 右            2 同 右</p> <p><u>(競技) 削 除</u>  <b>第15条</b> 削 除</p> <p><u>(競技クラスの採用)</u>  <b>第16条</b> 各ドッグダンス競技会の競技クラスは、第15条の競技クラスのうちから、それぞれ主催者の任意によって採用する。</p>	<p><b>第 5 章 競技クラス</b></p> <p><u>(競技クラス)</u>  <b>第14条</b> 競技クラスは、次のとおりとする。            (1)ビギナー (初心者)。            (2)ノービス (1度)。            (3)インターミディエイト (2度)。            (4)アドバンスド (3度)。            2 主催者は、アトラクションとして、FUNクラスを3種目まで採用することができる。</p> <p><u>(競技)</u>  <b>第15条</b> 第14条第1項の競技クラスについては、次の競技を行う。            (1)ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM)。            (2)フリースタイル。</p> <p><u>(競技クラスの採用)</u>  <b>第16条</b> 各ドッグダンス競技会の競技クラスは、第14条の競技クラスのうちから、それぞれ主催者の任意によって採用する。</p>
<p><b>第 6 章 出陳犬の資格</b></p> <p><u>(出陳犬の資格)</u>  <b>第17条</b> 同 右            (1)同 右            (2)同 右            (3)第15条第1項(1)及び第15条第2項の競技クラスは、生後9カ月1日以上とする。            (4)第15条第1項(2)～(4)の競技クラスは、生後18カ月1日以上とする。</p>	<p><b>第 6 章 出陳犬の資格</b></p> <p><u>(出陳犬の資格)</u>  <b>第17条</b> 競技会への出陳は、次のとおりとする。            (1)本会登録犬 (アペンディクス登録犬を含む)、及び本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬とする。ただし、本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬は、マイクロチップ装着、又はタトゥーを実施していることとする。            (2)クラブ会員が所有していることとする。            (3)第14条第1項(1)及び第14条第2項の競技クラスは、生後9カ月1日以上とする。            (4)第14条第1項(2)～(4)の競技クラスは、生後18カ月1日以上とする。</p>
<p><b>第 8 章 出陳の申込み</b></p> <p><u>(重複出陳)</u>  <b>第23条</b> 第14条(1)・(2)の競技種目に重複出陳することができる。            その際、<u>両競技種目の競技クラスは問わない。</u>            2 第15条第1項(1)～(4)の出陳犬は、<u>同じ競技種目の第15条第2項に重複して出陳することができない。</u></p>	<p><b>第 8 章 出陳の申込み</b></p> <p><u>(重複出陳)</u>  <b>第23条</b> 第15条(1)・(2)の競技に重複出陳することができる。その際の競技クラスは、<u>第14条第1項(1)～(4)の内から各1クラスとする。</u>            2 第14条第1項(1)～(4)の出陳犬は、<u>第14条第2項に重複して出陳することができない。</u></p>

＜ドッグダンス競技規程新旧対照表＞

改正	現 行
<p style="text-align: center;"><b>第3章 競技構成</b></p> <p>(ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM))</p> <p><b>第3条</b> 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p>4 同 右</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 左、右または両方の脚側行進 (犬は前進のみ) で、直線、曲線及び円 (8の字) を組み込むことを<u>推奨</u>する。 可能な限り、歩度変換を行うことが望ましい。</p> <p>(2)ノービス (1度)。 1から3ポジション、1から2方向が<u>望ましい</u>。 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うことを<u>推奨</u>する。</p> <p>(3)インターミディエイト (2度)。 3から5ポジション、2から3方向が<u>望ましい</u>。 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うことを<u>推奨</u>する。</p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 6から8ポジション、そのうちいくつかは4方向 (前後左右) が<u>望ましい</u>。 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うことを<u>推奨</u>する。</p> <p>(5)省 略</p> <p>(フリースタイル)</p> <p><b>第5条</b> 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 同 右</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 規定のトリックから<u>少なくとも</u>3つ選択して、ルーティンに組み込むこととする。なお、規定外のトリックを行うことができるが採点はされない。</p> <p>(2)省 略</p> <p>(3)省 略</p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 有害とみなされないムーブであれば、すべて許可される。<u>主にトリックで構成され、ディスタンスワークが奨励される。</u></p> <p>(5)省 略</p> <p>4 省 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 競技構成</b></p> <p>(ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM))</p> <p><b>第3条</b> 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p>4 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 左、右または両方の脚側行進 (犬は前進のみ) で、直線、曲線及び円 (8の字) を組み込むこととする。可能な限り、歩度変換を行うことが望ましい。</p> <p>(2)ノービス (1度)。 1から3ポジション、1から2方向、<u>常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。</u></p> <p>(3)インターミディエイト (2度)。 3から5ポジション、2から3方向、<u>常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。</u></p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 6から8ポジション、そのうちいくつかは4方向 (前後左右)、<u>常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。</u></p> <p>(5)省 略</p> <p>(フリースタイル)</p> <p><b>第5条</b> 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 規定のトリックから3つ選択して、ルーティンに組み込むこととする。なお、規定外のトリックを行うことができるが採点はされない。</p> <p>(2)省 略</p> <p>(3)省 略</p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 有害とみなされないムーブであれば、すべて許可される。</p> <p>(5)省 略</p> <p>4 省 略</p>